

土岐市消防本部からのお知らせ

知らない間に消防法違反に!?

**重大な消防法令違反の大半は、
無届による増築・接続・改築・開口部の封鎖、
または用途変更で発生しています!**

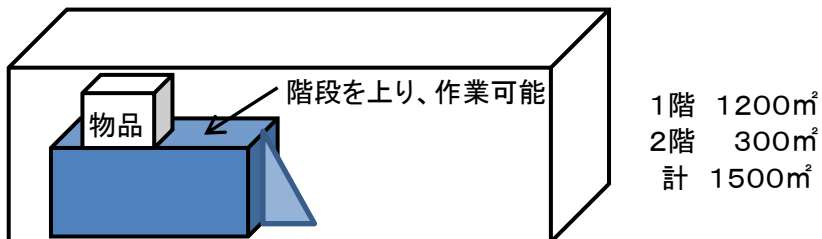
事例1 倉庫を大きくしたいので既存の倉庫を増築



**屋内消火栓設備
未設置 違反**

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

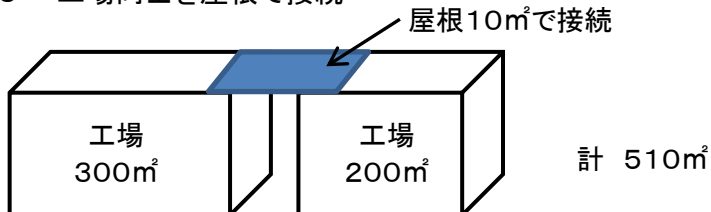
事例2 準耐火構造の平屋倉庫を2階層に増築



**屋内消火栓設備
未設置 違反**

※2階の面積が増えたことで、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

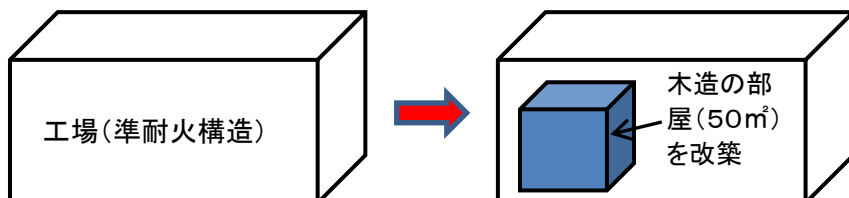
事例3 工場同士を屋根で接続



**自動火災報知設備
未設置 違反**

※2棟の延べ面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

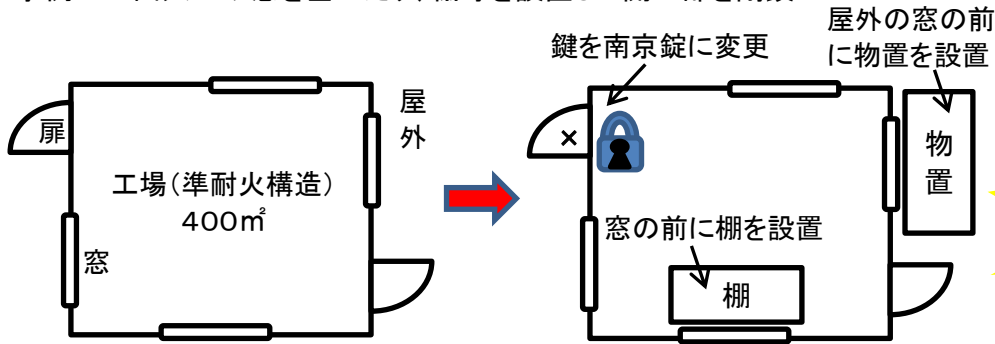
事例4 工場内に木造の部屋を改築



**屋内消火栓設備
未設置 違反**

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

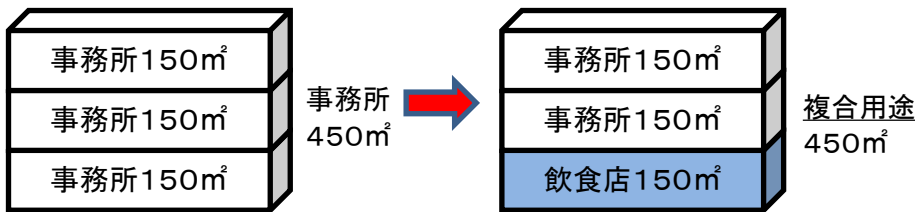
事例5 出入口や窓を塞いだり、棚等を設置して開口部を閉鎖



自動火災報知設備
屋内消火栓設備
未設置 違反

※有効な開口部を封鎖したことにより、自動火災報知設備・屋内消火栓設備の設置が必要となった

事例6 事務所だった建物を飲食店に用途変更



自動火災報知設備
未設置 違反

※建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

消防法に違反した場合

- 1 違反對象物を公表します。
違反の内容により、ホームページ上に建物の情報を掲載する場合があります。
- 2 行政処分の対象となります。
消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると、建物の出入口に火災予防上の危険を知らせる標識が設置されます。

罰則(消防用設備等設置命令違反の例)
行為者に対して、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
法人に対して、3000万円以下の罰金

消防法違反にならないよう、建物の増改築や接続、用途変更等の工事を行う場合は、**事前に消防本部予防課へ相談してください。**

※ このチラシに関するお問い合わせは、下記の連絡先へお願いします。

問い合わせ先

土岐市消防本部予防課

0572-54-3129(直通)

土岐市消防本部